

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育基本法の理念に基づき、すべての国民に教育の機会均等とその水準の維持向上を図るために、必要な経費を国が負担する制度であり、我が国の義務教育の発展に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、政府は、財政再建を理由に、昭和六十年以降、数回にわたる義務教育費国庫負担制度の見直しにより、旅費、教材費、恩給費、共済費などが適用除外とされるなど、一般財源化が図られてきました。

さらに、義務教育費に係る経費負担のあり方について、平成十八年度末までに国庫負担金全額の一般財源化の検討を行なうとしています。

このような制度の見直しは、地方自治体の財政負担を増大させるばかりでなく、国民の教育を受ける権利を保障する義務教育制度そのものに大きな影響を与えることにもなります。

よって、江戸川区議会は、政府に対し、このような実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政にあたることのできるよう、学校栄養職員、学校事務職員の給与費国庫半額負担の除外は行なわないようにするなど、義務教育費国庫負担制度を堅持することを強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十五年十二月九日

江戸川区議会議長 八武崎 一郎

内閣総理大臣・総務大臣

財務大臣・文部科学大臣 あて